

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月17日現在

機関番号：34104
 研究種目：基盤研究(C)
 研究期間：2010～2012
 課題番号：22530642

研究課題名（和文）

被虐待児の非行化への対応における社会福祉と司法の協働に関する研究

研究課題名（英文）

Cooperation between Rehabilitation and Judicial Systems in Response to Delinquency among Abused Children

研究代表者

藤原 正範(FUJIWARA MASANORI)
 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部・教授
 研究者番号：90410935

研究成果の概要（和文）：

児童福祉施設内の非行児 10 人の事例検討を行った結果、被虐待児の非行とそこから生じる施設の支援の問題には 2 つのタイプがあることがわかった。一つは、虐待など家庭的負因によりすでに非行性が深刻な段階に達している児童の問題である。このような児童については、措置にあたって非行性の適切なアセスメントが必要である。もう一つは、被虐待により乳幼児期に入所した施設生活の長い児童の非行化への対応の難しさである。このような児童には、施設内での非行予防の支援が求められる。

研究成果の概要（英文）：

Case studies of 10 juvenile delinquents with a history of abuse and currently placed in homes for dependent children revealed two types of problems challenging the facilities' response to the children's delinquency. The first is the problem that the children are already accustomed to persistent delinquency resulting from abuse or other negative factors in their family environments. It is necessary, therefore, for appropriate and extensive assessments of delinquency to be made for such children when deciding measures to be taken. The other problem is the delinquency can be entrenched due to prolonged stays in long-term care facilities since infancy as a result of their abuse. These children require preventive measures to be put in place for delinquency within the facilities themselves.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 22 年度	1,400,000	420,000	1,820,000
平成 23 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
平成 24 年度	600,000	180,000	780,000
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野： 社会学

科研費の分科・細目： 社会福祉学

キーワード： 被虐待、非行、児童養護施設、児童指導員、児童相談所、司法機関、司法福祉

1. 研究開始当初の背景

本研究の当初目指したものは、児童福祉施設に措置された被虐待体験を持つ児童に非行（触法行為、犯罪、ぐ犯）があったとき、児童指導員等がどのような支援を行うのが効果的であるかを、司法福祉の知見を基本にして明らかにすることであった。非行児童を支援する児童自立支援施設はもとより、現在、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設入所児童の非行行動が大きな問題になっている。現在、そのような施設には被虐待児が多く入所し、職員はそのケアに精力的に取り組んでいるが、その児童が児童期から青年前期に非行化したとき職員がうまく対応できないという問題が生じる。この時期の対応がうまくいかないと、施設内の集団非行となり、施設運営に著しい支障を及ぼす。

2. 研究の目的

研究代表者・研究分担者全員が協力して取り組んだ研究の目的は、児童養護施設に被虐待で措置された児童が非行を起こした具体的事例の分析研究により、非行児童に対する効果的な支援方法を検討することである。

そのほか、一人一人の研究者は、それぞれ児童福祉の被虐待、非行問題に関する個人研究を行った。

3. 研究の方法

研究代表者・研究分担者は、専門的智識の修得、情報交換、事例検討等のため9回の研究会を開催した。うち6回の研究会において、2県の4施設から施設内の被虐待児、非行児をめぐる状況報告、1府4県の6施設から非行児10人の事例提供を受け、関係職員と研究者6名で事例検討を実施した。事例検討では、児童やその家庭に関する情報、各施設の体制や職員に関する情報に基づいて意見交換を行った。研究倫理上、その検討内容をそのまま公表することはできないが、2つ以上の事例に共通する課題を抽出する方法によって情報の整理を行った。

4. 研究成果

(1) 被虐待児なのか非行児なのか

学期後半・青年期前半に、被虐待を理由として措置されてくる児童の中に非行のあるものがある。

被虐待の内容は、親の暴力、一方の親から他方の親への日常的暴力（DV）、放任による不十分な衣食住、兄弟姉妹間での顕著な差別（心理的虐待）などさまざまであ

る。そのような虐待にさらされた児童は、そのような環境への適応的行動として、夜間徘徊、家出、不良グループへの接近というような行動を示し、そこから万引きなどの初発非行が生じる。非行は、本人の性格傾向や所属するグループによってその方向や問題の深さは大きく変化する。短期間に非行を繰り返す、常習化している場合もある。しかし、非行の問題は、本人は可能な限り隠そうとするため、どの程度深刻であるかを見極めるのは難しい。

児童相談所は、被虐待の環境から安定した施設に生活の居を移すと非行はなくなる、あるいは非行の深度はそれほどでないという判断をしがちである。したがって、施設への措置理由は被虐待であり、不適當な環境である家庭から引き離し、施設が安心で安全な環境と虐待されて傷ついた心のケアを提供することが求められる。非行性が深刻な段階にある児童とは、非行に熱中している児童のことである。万引きの常習化とは、盗みやすい場所、時間帯を常に意識し、次は何を盗もうかと考えてしまうような傾向である。暴力の常習化とは、力で人と関係を作ろうとしたり、人との間に起きた問題を解決しようとする傾向が生活のあらゆる場面で出てくるといふことである。

そのような児童は、当然、施設生活の中で在宅のときと同様の非行を繰り返す。児童養護施設の児童指導員や心理職は非行指導と心のケアとをどのように展開するかに迷う。原則としては、非行指導を優先せざるを得ない。しかし、非行指導について児童養護施設が打つことのできる手は少ない。職員や施設長による説諭、心理職による聴き取り、反省文の提出、可能な生活上の制限などである。このような事例では、措置した児童相談所と児童を支援する児童養護施設の間に不信感が生じる。

被虐待児であり、かつ非行のある児童の場合、児童相談所が被虐待の事実と非行の事実についてバランスのとれたアセスメントを行うことができるようになることが求められる。また、非行児童の専門施設である児童自立支援施設が活用できず、若干の非行のある児童は児童養護施設が受け入れざるを得ない事情がある地域もある。児童養護施設の支援を安定したものとするためには、その地域の児童自立支援施設を活用しやすいものとしていくという課題がある。

(2) 施設生活の長い児童

乳児期の親による身体的虐待、ネグレクト等により乳児院に措置されたが、その後家庭に戻る調整ができず、あるいは里親委託に切り替えられることもなく、児童養護施設に措置変更される児童がいる。施設生活が非常に長くなる児童であり、職員はその生活面、心理面のケアに全力を上げる。

ところが、そのような児童の中に、学童期前半ころから、職員に反抗する、施設の他児童に暴力を振るう、物を壊すなどの行為を繰り返すものがある。学童期後半から青年期にかけて、規則無視や暴言暴力がひどくなり、中には施設外で盗みなど非行を起こすものが出てくる。性の乱れや性暴力に発展することもある。

施設生活に何らかの問題があったために児童が非行化したと考えざるを得ず、長い期間手を掛けて育ててきた児童であるだけに、関係した職員に大きな精神的ショックを与える。また、幼少期からの受容的な対応を、非行をなくすための「枠のある」生活指導に変えていくのは難しく、前節で述べたように児童養護施設には非行指導のための有効な方法はない。

児童の非行化を招く施設生活の問題とは何であろうか。明確な根拠をもってそれを明らかにすることはできないが、事例検討では次のような問題が繰り返し指摘された。

① 乳幼児期の応答性の低い養育環境

人とのコミュニケーションによって問題解決が図られるという体験が不足していることから、一方的な訴え、不満の行動化というような行動傾向を形成し易くなるのではないか。

② 主たる養育者の交替

児童養護施設の施設長、職員の交替は多く、施設生活の長い児童にとっては親代わりの存在がしばしば替わる。「この人」のためにいい子でいたい（悪いことはできない）という存在が明確にならない。

③ 年上児童の行動の模倣

児童の非行化には、その周りの児童集団、特に少し年上の同性の児童集団が関わっていることが多い。初発非行は年上児童の模倣であることが多い。

施設生活の長い児童の非行化は、施設の外の家家庭に原因があることも多い。面会や一時帰宅の中断、面会や一時帰宅中の気まぐれな親の言葉や態度が、児童の将来への展望を混乱させ、前向きな生活への意欲を失わせる。

施設生活の長い児童の非行化の問題は、施設なので仕方がないと考えられている生活スタイル（支援方法）に原因が求めら

れるのかもしれないという反省が必要である。しかし、非行を起こす心配のある児童を前にして、数年前の出来事、しかも簡単に解決のつかない施設の職員の数や質を論ずるだけではいけない。模倣の対象となる児童集団の質を高めたり、将来に展望を持った生活を送ることができるよう原家族との調整に努めたりする努力が必要となる。

施設生活の長い児童の場合、施設職員の関わり方が児童との妥協の連続によって偏ったものとなることがある。非行を繰り返させないためには、その偏りを改め、一定の生活上の「枠」を意識させる指導法に変えなければならない。この指導は強い緊張を生む可能性が高い。

(3) 非行の集団化

非行のある児童が施設の生活単位に2名以上いると、非行と無縁と思われたような児童に広がっていく可能性がある。非行の集団化とは、グループでの盗みや盗品のやり取り、職員への反抗や門限等日課の無視、不登校、いっしょに生活する児童や職員への暴言暴力などである。

児童集団が意図的に施設の規則違反をしたり、職員に暴言暴力を繰り返したりし、施設崩壊につながることもある。この現象は、小規模の施設にも見られる。

(4) 非行が深刻化した児童の行き先

児童の非行には関係機関が介入することが多い。施設がまず相談するのは児童相談所であり、一時保護、通所指導、あるいは訪問指導が行われる。問題が深刻な場合、児童自立支援施設への措置変更が検討される。

施設外の非行行為は、警察が認知すると補導、調査が行われる。施設内の軽微な非行行為は、施設が被害を届けなければ警察は認知できない。

警察の取り調べの後は、14歳未満か14歳以上かで取り扱いは大きく異なる。14歳未満は基本的に児童福祉機関による対応であり、14歳以上は家庭裁判所送致となる。

検討事例を見る限り、非行が施設運営に影響するほどになったときには、そのほとんどの児童に何らかの措置変更が行われ、当該施設を退所する結果となっている。検討した中でもっとも多かったのは、児童相談所により児童自立支援施設に措置変更された事例である。しかも、多くの事例で、児童自立支援施設入所後児童の生活が落ち着いたという報告があった。児童自立支援施設への措置変更ができず、ほかの児童養護施設に措置変更された事例もあった。家庭裁判所の審判により保護観察決定を受けた事例の報告もあった。

非行が施設運営に影響するほどのもの

でない場合、施設がお願いして警察（最寄りの交番等）、補導センターに関わってもらっている事例もある。

(5) 施設にとって苦しい問題

(4) で述べたとおり、検討事例を長期的視点で見ると、施設内の非行の深刻な児童はその施設を出て行かざるを得ないという結果である。

しかし、そこに至るまでは、しかも進行中はいつになったらその状況を抜け出せるのかわからないという厳しい状況が続く。この時期の困難さの要因を挙げると次のとおりである。

第一は、児童養護施設に期待される受容的で温かい環境（被虐待児のケアに必要な機能）は非行指導という点からは少なくとも一時的にはマイナス効果を生んでしまうということである。

第二は、多くの施設で施設長を含む職員間の「前非行」段階の児童の対応についての考え方が異なることである。

第三は、児童相談所、警察、家庭裁判所等との意思疎通の困難さである。関係機関が施設の困難な状況を理解するまでに相当の時間を要する。また、司法機関は表面化した非行行為の大きさによって介入の程度を決めがちであり、施設職員の感覚とずれることが多い。

(6) 考察

本研究は、科学研究費補助金研究「被虐待－非行グループ」の研究の一環として、児童の非行を始めとする生活の荒れへの対応に苦慮する児童養護施設に少しでも役立つ知見が得られないだろうかと考えて始めたものであった。児童養護施設から提供される非行事例はいずれも深刻であり、その検討に研究会のもっとも多くの時間を費やし、いつの間にか研究グループの中心課題となった。

児童養護施設入所児童のうち、被虐待体験を持つ者が 53.4% を占める（2008 年 2 月 1 日厚生労働省調査）。被虐待児が入所児童の過半数を占める実態が児童養護施設の支援を困難なものにしていることは間違いない。

被虐待の児童に対しては、安全で安心できる受容的な環境の提供が何より重要である。被虐待の結果として生じている愛着関係の不全とトラウマへのケアを優先し、児童が大切にされていると実感し、自尊心を育つのを待つことになる。児童は成長とともに自分だけでなく他者をも尊重できるようにならなければならない、そのためにはルールを守ることへの自覚も必要になる。順序としては、被虐待のケアによりしっかりとした心の土台を作り、そこから次の課題達成へと向かうということである

う。

しかし、実際は、しっかりした土台ができないうちに次の課題が求められ、ルールからの逸脱、非行へと向かう。そのような行為に対しては、生活に「枠」を設けるような指導となり、それまで施設が行ってきたケアとは方向が異なってくる。当然、職員に戸惑いや混乱が生じ、職員間での考え方の対立も生まれる。

当初、児童養護施設の非行事例の検討を重ねることによって、支援の混乱を整理する方向で何らかの知見を示すことができるだろうと考えていた。だが、提供された事例を見ると、被虐待児が非行化した事例として一括りにできないことが明らかであった。研究結果で示したとおり、被虐待が理由で措置される児童がどのような年齢層であるかによって事情は大きく異なる。一つは、学童期後半、青年期に入所してくる被虐待児（Aタイプ）であり、もう一つは乳幼児期に乳児院、児童養護施設に入所してくる被虐待児（Bタイプ）であり、この両者の問題は基本的に異なる。「被虐待から非行へ」の事例がこの2つに大別されるのは、児童養護施設の職員等には当然のことかもしれないが、研究という視点では新しい発見であったと考えている。

ところで、被虐待の児童が非行化するメカニズムはどうなっているのであろうか。本研究はその解明を目的とするものではないが、簡単に先行研究を整理してみよう。

科学研究費補助金研究の分担研究者である橋本和明は、虐待が非行に向かうプロセスを「被虐待体験→回避的行動（適応行動）→虐待回避型非行（不適応行動への移行）→各種（暴力粗暴型、性的逸脱型、薬物依存型）非行」と説明し、非行が監護者の虐待をエスカレートさせ、それがさらに非行を深化させると説明した（橋本「虐待と非行臨床」）。

西澤哲は、幼児期に被虐待の児童が反社会的問題を起こしやすくなる理由を、被虐待体験はアタッチメント障害を生じさせるが、それはアタッチメントの持つ「見張り機能」の欠如を意味し、共感性や道徳性の発達に支障を結果を生むと説明する（西澤「子ども虐待」）。

また、子どもが非行に至る一つのプロセスを「（被虐待体験）反応性愛着障害⇒注意欠陥多動性障害様の症状⇒反抗挑戦性障害⇒行為障害（非行）」と、精神障害の診断枠を使って説明する方法がある。児童養護施設の非行児の相当数は、この枠組みでとらえられると考えられる。

精神保健モデルの診断枠は明快で理解し易いが、児童養護施設の生活支援の担い手の役には立たない。その点、橋本と西澤

は、被虐待の結果生じるさまざまな問題を回避する対応を生活場面に即して論じようとしている。児童養護施設のケアに生かせそうな西澤のモデルは次のようなものである（西澤「子ども虐待」）。

- 「安全感・安心感の（再）形成」
- 「（心理的）被保護感の（再）形成」
- [Trauma-focused Psycho-therapy]（4本の柱）「人間関係の歪みの修正」「アタッチメントの形成と対象と内在化」「自己調整能力の形成の促進」「問題行動の理解と自己への統合」
- 「自己物語の修正」

この両者の考えを2つのタイプの非行児童に当てはめてみよう。

Aタイプは、虐待が放置できない段階に達して施設に入所するのが児童期後半、青年期の事例である。乳幼児期の監護環境は安定していて「アタッチメント障害」（西澤）がないことも多い。その後の家族変動（離婚、祖父母の死亡等）が親の虐待を生み、虐待への反応として「回避的行動」「虐待回避型非行」（橋本）が生じ、それがしばしば措置のきっかけとなる。Aタイプの事例で重要なのは、その行為が「回避的行動」なのか「虐待回避型非行」なのか「（相当深刻な段階の）非行」なのかをアセスメントすることである。

Bタイプは、乳幼児期の虐待により親からの分離が必要で施設入所する事例で、児童は典型的な「アタッチメント障害」（西澤）の状態である。児童養護施設で西澤の提案するようなケアが実現できればいいが、実際は、前章で指摘したような施設の職員体制の問題から反応性愛着障害が治癒されないまま継続することが多い。年齢相応の共感性や道徳性が育たないため、施設内の秩序に従えず反発するようになり、施設内外の非行行為へと問題が深化する。Bタイプの事例でもっとも重要なのは、施設を反応性愛着障害をケアできる体制、すなわち「安全感・安心感の形成、被保護感の形成」（西澤）ができるような体制にしていくことである。

しかし、どんなに体制が整ったとしても、児童養護施設には、反応性愛着障害が治癒されないまま一定の年齢に達し、その土台のないまま次の段階の指導に移行せざるを得ないという課題が残るであろう。それは、反応性愛着障害の次の段階に出現する幼児的な反抗、不服従、他児への危害、さらにその次の段階である軽微な触法行為、施設や学校内での粗暴行為、いじめの加害、無断外出・外泊、性的逸脱、喫煙・飲酒など（「前非行」と呼ぶことにする）は連続

しており、アタッチメント形成のための温かい関係づくりと問題行動を繰り返さないよう規制する指導とは必然的に並行することになるからである。

西澤も、被虐待児の治療のために必要な4本の柱を児童の日常生活場面で展開しているが、それぞれの間に矛盾を来たさないか、どういうふうに組み合わせるかについての言及はない。

本研究の事例検討の結果は、「前非行」段階にいい支援方法を見出せないまま推移し、必ず司法機関等が関与する段階に至って措置変更により当該児童が施設を離れ、施設の問題がやっと解決したというものであった。残念ながら、その児童自身の問題は次の別の機関に引き継がれただけである。

本研究の結果は、児童の「前非行」への対応の重要性を示唆している。この段階に、施設は、児童のアタッチメント形成のためのケアと「枠」を意識させる生活指導を同時に進行しなければならない。しかし、児童と施設職員との二者関係でそのすべてを解決するのは困難である。この二者関係の指導を効果的なものとするためには、児童集団を育てること、児童と原家族との関係を調整するなどが必要になるであろう。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 6 件）

藤原正範、「ぐ犯保護事件の保護処分決定に対する抗告事件」の検討、司法福祉学研究、査読有、11号、2011、109-122

橋本和明、包括的虐待という支援からみた虐待の深刻化する要因分析—事例のメタ分析を用いた虐待のカテゴリーの抽出、心理臨床学研究、査読無、30巻1号、2012、17-28

橋本和明・荒井紫織、発達障害が疑われる非行少年へのかかわりについての分析、司法福祉学研究、査読有、12号、2012、64-81

村尾泰弘、いじめと児童虐待—その共通の課題とは、現代のエスプリ、査読無、2011、525号、125-131

永井彩子・村尾泰弘、児童養護施設における心理士の役割と課題—トラウマ対応を中心に、立正社会福祉研究、査読有、2012、14巻1号、25-33

遠藤洋二、重大触法事件対応における児童相談所の役割と実務上の課題、司法福祉学研究、査読有、12号、2012、82-100

〔学会発表〕（計 14 件）

藤原正範・小林英義・橋本和明・村尾泰弘・松原新、被虐待の子どもの非行化への対応における社会福祉と司法の協働、日本子ども虐

待防止学会第 16 回学術集会、2010 年 11 月 28 日、熊本県

藤原正範・橋本和明・村尾泰弘・遠藤洋二・小林英義・松原新、被虐待児の非行への対応における社会福祉と司法の協働－施設生活の長い子どもの事例をめぐって－、日本子ども虐待防止学会第 17 回学術集会、2011 年 12 月 3 日、茨城県

藤原正範・遠藤洋二、児童養護施設の児童の非行化への対応をめぐる社会福祉と司法の協働の課題－被虐待のケアから非行の指導へ－日本児童養護実践学会第 5 回大会、2013 年 2 月 9 日、東京都

藤原正範、被虐待の子どもの非行化への対応に関する研究－非行事例の司法福祉的視点による分析－、日本社会福祉学会第 58 回秋季大会、2010 年 10 月 10 日、愛知県

藤原正範、被虐待の子どもの非行化への対応における社会福祉と司法の協働に関する研究②－4 つの少年事件裁判例の分析、日本社会福祉学会第 59 回秋季大会、2011 年 10 月 9 日、千葉市

藤原正範、被虐待の子どもの非行化への対応に関する研究③－被虐待エピソードのある少年審判例の分析－、日本社会福祉学会第 60 回秋季大会、2012 年 10 月 22 日、兵庫県

小林英義、社会的養護における児童養護施設と児童自立支援施設の役割分担、日本司法福祉学会第 12 回全国大会、2011 年 9 月 4 日、大阪府

橋本和明、包括的虐待からみた虐待の深刻化す要因分析－事例のメタ分析を用いた虐待の共通カテゴリーの抽出－、日本心理臨床学会第 29 回秋季大会、2010 年 9 月 4 日、仙台市

橋本和明・荒井紫織、発達障害が疑われる非行少年へのかかわりについての分析－児童自立支援施設職員へのインタビュー調査から－、日本心理臨床学会第 30 回秋季大会、2011 年 9 月 3 日、福岡市

橋本和明、発達障害が疑われる保護者の虐待についての研究－その特徴とあり方をめぐって－、日本心理臨床学会第 31 回秋季大会、2012 年 9 月 15 日、名古屋市

松原新・妹尾 忍・峰政裕一郎・池淵佐知子・富田千晶、精神障がい者の人権は守られているか－相談機関、医療機関、施設、地域での取り組みと課題、日本司法福祉学会第 12 回全国大会、2011 年 9 月 4 日、大阪府

村尾泰弘、ワークショップ「非行臨床の理論と実際」、日本心理臨床学会第 29 回春季大会、2010 年 5 月 23 日、東京都

遠藤洋二、Social work practice for juvenile delinquents in Child Guidance Center、国際犯罪学会第 16 回世界大会、2011 年 8 月 8 日、神戸市

遠藤洋二、児童養護施設における集団的逸脱

行動への対応、日本児童養護実践学会第 5 回大会、2013 年 2 月 9 日、東京都

〔図書〕(計 7 件)

加藤幸雄・藤原正範・小林英義・遠藤洋二、他、生活書院、司法福祉、2011、237

伊藤富士江・小林英義、他、上智大学出版、司法福祉入門、2010、357

橋本和明、金剛出版、非行臨床の技術－実践としての面接・ケース理解・報告、2011、261

高橋恵子・橋本和明、他、東京大学出版、発達科学入門、2012、297

田中康雄・橋本和明、他、金剛出版、児童生活臨床と社会的養護、2012、270

村尾泰弘・岡堂哲雄、他、新曜社、人間関係の心理と支援、2011、232

村尾泰弘、金子書房、非行臨床の理論と実践－被害者意識のパラドックス、2012、180

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤原 正範(FUJIWARA MASANORI)

鈴鹿医療科学大学保健衛生学部

研究者番号：90410935

(2) 研究分担者

小林 英義(KOBAYASHI HIDEYOSHI)

東洋大学ライフデザイン学部

研究者番号：60331295

橋本 和明

花園大学社会福祉学部

研究者番号：80434687

村尾泰弘(HASHIMOTO KAZUAKI)

立正大学社会福祉学部

研究者番号：30308126

松原 新(MATSUBARA ARATA)

鈴鹿医療科学大学保健衛生学部

研究者番号：40330617

遠藤洋二(ENDO YOJI)

関西福祉科学大学社会福祉学部

研究者番号：90588716